

令和7年
9月農業委員会総会議事録

■日 時	2025年（令和7年）9月12日（金）14：30～14：43					反訳：株式会社 会議録研究所
■場 所	和泉市役所 本館 5-A会議室					
■出席者	[農業委員] 計（12名）					
(敬称略)	1 西川 文三	2 井阪 武範	3 西辻 達佳	4 飯村 りか	5 紀之定清五郎	
(議席順)	6 山口 一美	7 井坂 常典	8 友田 吉春	9 友田 博文	10	
	11 福本 敏行	12 仲野 充	13 森 忠清	14		
	[欠席委員] 計（2名）					
	10 辻林 孝幸	14 岡田 如弘				
	[事務局] 計（4名）					
	森 博紀	仲野文三	麓 信也	伊藤真琴		
■提出資料	議案書					
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農用地利用集積等促進計画作成に関する意見聴取について 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について					

■議事内容

事務局	それでは、ただいまから令和7年9月の農業委員会総会を進めさせていただきます。
友田会長	開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をよろしくお願ひいたします。 (会長挨拶)
事務局	それでは、早速ですけれども、本日の出席者数を事務局から報告願います。 本日、委員会に出席されております委員は12名でございます。 欠席の旨の連絡がありました委員は、10番辻林委員、14番岡田委員となってございます。 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員総会が成立しておりますことを御報告いたします。
友田会長	それでは、友田会長、引き続き議事進行をよろしくお願ひいたします。 それでは、本日の議事署名人には、8番友田吉春委員、11番福本敏行委員さん、よろしくお願い申し上げます。 (両委員の承諾あり) 9月委員会議事日程、議案第1号から議案第3号、報告第1号から報告第2号となっておりますので、よろしくお願ひいたします。 議案書2ページをお願いいたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転2件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。 議案第1号、1番、府中町五丁目の物件について、事務局から説明願います。

事務局	<p>事務局の麓でございます。</p> <p>議案書3ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、府中町五丁目で、地目は田1筆、面積は149平方メートルのうち持分12分の3、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は、譲受人の自宅の横に位置しており、譲受人は、現在、トラクターなどを保有しており、農業従事日数は100日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「権利取得後の耕作については、取得前と同様の方法で行うため、周辺地域に支障を及ぼすことはありません。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の飯村委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で野菜栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第1号、1番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第1号、2番、福瀬町の物件について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案書3ページ、2番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、福瀬町で、地目は田2筆、面積は合わせて683平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は、現在、譲受人の拠点となる場所から700m、徒歩で10分の距離に位置しております。譲受人は、現在、耕運機などを保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「農薬使用の際、周辺農地に支障のないよう営農いたします。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の仲野委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、休耕地となっている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で果樹栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p>

	<p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第1号、2番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案書4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、意見聴取があつた農用地利用集積等促進計画1件を別表のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第2号、1番、九鬼町の物件について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>事務局の伊藤でございます。</p> <p>議案書5ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は、九鬼町で、地目は田3筆、畠1筆、面積は合わせて1, 125. 61平方メートルでございます。</p> <p>貸し手、農地中間管理機構、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の仲野委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、果樹及び休耕地となっている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で果樹及び野菜栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第2号、1番については異議なしとして回答いたします。</p> <p>議案書6ページをお願いします。</p> <p>議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願1件に関する願出を別表のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第3号、1番、三林の物件について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案書7ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は、三林町で、地目は田2筆、面積は合わせて2, 174平方メートルのうち2, 115. 37平方メートルでございます。</p>

被相続人、農業相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、地区担当の高橋委員と現地調査を行いましたところ、果樹及び野菜栽培されており、営農していく意思を確認いたしました。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。

友田会長 事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、1番については、許可することに決定いたします。

続きまして、報告案件に移ります。

議案書8ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用4件を専決により受理しましたので、別表のとおり報告いたします。

報告書9ページを御参照ください。

続きまして、議案書10ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転1件を専決により受理しましたので、別表のとおり報告いたします。

議案書11ページを御参照ください。

以上をもちまして、本日の審議は全て終了いたしました。

それでは、農業委員会総会をこれで終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

閉会時間 14時43分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会長

委員

委員